

AEL 組織規程(例)

(目的)

第1条 本規程の目的は、(認証機関名)の養殖エコラベル(以下、「AEL」という。)の認証審査に関する業務(以下、「認証業務」という。)における組織の関係、権限、責任及び業務分担を明らかにすることである。

(責任)

第2条 (認証機関名)の代表(以下、「代表」という。)は、組織についての一切の責任を負う。

2 代表は、養殖エコラベルの認証業務責任者として_____を指名し、以下の業務を行わせるものとする。

- (1) 認証業務の確立、実施および維持
- (2) 認証業務の実施結果の報告
- (3) 経理・出納に関する業務の監督
- (4) その他

(組織)

第3条 本会には事務局、審査部門、判定部門、監査部門がある。

(各部門の権限・責任・分担)

第4条 事務局は、代表から認証業務に係る事務を委任される。

2 審査部門は代表に任命された審査員もしくは外部の委託された審査員によって構成され、審査業務を行う。

3 判定部門は代表に任命された内部判定員及び外部の判定委員によって構成される。

4 監査部門は代表に任命された監査員によって、別に定める内部監査規程で内部監査を行う。

5 経理・出納部門は、代表に任命された職員が行い、代表に委任された_____に監督され、公認会計士及び監事により監査される。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、組織に関して必要な事項は代表が別に定める。

附 組織図

(附則)

この規程は 年 月 日から施行する。